

# 令和8年度障害者スポーツの競技力向上に係る強化助成実施要綱

## 1 目的

障害者スポーツの競技力の向上を目指して活動する団体や個人に対して、予算の範囲内で強化費を支援する。

## 2 交付基準

	団 体	個 人
助成対象事業	障害者スポーツ選手が所属する競技団体(チーム)が実施する練習、合宿、遠征や大会への参加及び県外チームの招へいのほか、選手の競技力の強化に必要と認められる事業。	中央競技団体が主催、共催または後援する大会において、活動が期待できる選手が実施する練習、合宿、遠征や大会への参加等、競技力の強化に必要と認められる事業。
助成の対象者	全国障害者スポーツ大会で実施されている正式競技の団体(チーム)。 または過去2年間(2024年1月1日から2025年12月31日まで)に中央競技団体が主催する全日本選手権大会において3位以内に入賞した団体(チーム)。	下記①、②の両方の要件を満たす者。 ①：令和8年度に中央競技団体に登録した者(登録予定の者を含む)。 ②-ア：過去2年間(2024年1月1日から2025年12月31日まで)に中央競技団体が主催、共催、後援する大会に出場した選手。 ②-イ：令和6年度、令和7年度全国障害者スポーツ大会に高知県代表として出場した選手。 ※②については、アまたはイのどちらか。  ただし、中学生(中学部生)以下及び県または高知県スポーツ協会が支援する「特別強化選手」は対象外とする。 (助成対象選手が所属するチームまたは競技団体からの申請可)
対象経費	(別紙1)「令和8年度障害者スポーツに係る対象経費(案)」のとおり	
助成額	1団体 200,000円以内	個人1名につき1競技23,000円以内 ただし、介助者同伴を必要とする場合はその介助者に係る経費1名あたり、別途23,000円を上限に助成対象とする。 なお、介助者の人数は都度協議する。
対象期間	助成決定日から令和9年3月20日まで	

※中央競技団体が、登録制度を設けていない場合、対象となる期間に中央競技団体が、主催または共催する大会(全国障害者スポーツ大会を含む)に出場したことで交付基準を満たすこととする。なお、その場合それを証明できる書類の写しを提出すること。

※中央競技団体が無い競技については、対象となる期間の全国障害者スポーツ大会に出場したことで交付基準を満たすこととする。

## 3 申請書類

### ■団体・個人共通

- (1) 申請書(第1号様式)
- (2) 活動計画書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)

### ■団体

全国障害者スポーツ大会正式競技の団体(チーム)以外の団体(チーム)は、上記「交付基準」に規定する過去2年間に中央競技団体が主催する日本選手権大会で3位以内に入賞したことが証明できる書類の写し

### ■個人

- 令和8年度に中央競技団体に登録していることが証明できる書類(登録証、会員証、登録料振込時の領収書等のいずれか)の写し  
申請時に登録手続きが終わっていない場合は、申立書を提出し登録後速やかに証明

できる書類(登録証、会員証、登録料振込時の領収書等のいずれか)の写しを提出すること

書類の提出がない場合は、助成決定を取り消す場合があるので留意すること

- ・上記「交付基準」に規定する過去2年間に中央競技団体が主催、共催または後援する大会に出場したことを証明できる書類の写し
- ※全国障害者スポーツ大会の出場者は、提出の必要はありません。

#### 4 提出期限と送付先

提出期限 第1回：令和8年3月14日(土)まで  
第2回：令和8年5月9日(土)まで  
最終：令和8年7月4日(土)まで

送付先

〒781-0313 高知市春野町内ノ谷1-1  
高知県立障害者スポーツセンター 助成担当 北村昌也あて

#### 5 助成対象者の決定

選考会において審査し、その結果を申請者に通知します。  
助成決定の予定は、各提出期限から約一月後となります。

#### 6 助成金の概算請求について

交付決定後、助成金の概算払を希望する場合は、概算払請求書を提出することができます。

#### 7 事業報告

##### (1) 事業完了時

- ・事業完了の日から30日以内または当該年度の3月20日までのいずれか早い日に

下記の書類を高知県立障害者スポーツセンターまでご提出下さい。

提出書類 ・活動実績報告書(第4号様式) ・収支決算書(第5号様式)  
・領収書綴(第6号様式) ・請求書(第7号様式)

##### (2) 助成金の返還

次のいずれかに該当すると認めるときは一部または全額の返還を命ずることができる。

- ①助成金を目的以外の用途に使用した場合
- ②その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
- ③下記別表に掲げるいずれかに該当すると認められた場合

(別表)

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。)であるとき</li><li>(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。</li><li>(3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ)が暴力団員等であるとき</li><li>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき</li><li>(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき</li><li>(6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき</li><li>(7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき</li><li>(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき</li><li>(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき</li><li>(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき</li></ol> |
|---|

# 令和8年度障害者スポーツに係る対象経費

(別紙1)

費目	支出基準 (助成限度額)	証拠書類の整理・注意事項
旅費	(宿泊費) ○遠征・合宿の宿泊費 ※(別紙2)「宿泊費の助成限度額について」のとおり  (交通費) ○大会・遠征・合宿等にかかる交通費実費 ○自家用車：ガソリン代 ○バス借上げ料及び有料道路の通行料 ○駐車場代	○添付する領収書は、宿泊先(ホテル、旅館)又は旅行代理店が発行するパック料金等の領収書で、宿泊日・人数・単価・素泊り・1泊朝食・1泊2食等の内訳の記載があること。食事は原則宿泊先でとり、宿泊先で食事がとれず違う所で食事をとった場合は、利用施設代表者の発行する食事代等領収書(単価・人数が明記されていること)を添付してください。  ○交通費の領収書は、業者(会社)の発行するもの。また、領収書に明細がない場合には、明細が記載された請求書を必ず添付してください。  ○ガソリン代は、1km×37円で計算してください。(往復距離で、小数点以下は切り捨てとなります)なお、「地図検索サイト Google Map (グーグルマップ)」で検索した距離がわかる書類を添付してください。 レンタカー使用の場合は、ガソリン代の領収書を添付(領収書を貼った台紙の余白に、使用者名を記入)してください。  ○高速道路通行料金は、ETC、クレジットカードの使用を可能とします。なお、ETC使用の際は必ず利用証明書を添付してください。 ※高速道路領収書を貼った台紙の余白に、利用区間及び利用者名を記入してください。
使用料及び賃借料	○会場借上げ料・利用料(電気・空調料含む)	○使用した会場・施設の管理者・所有者の発行する請求明細書及び領収書を添付してください。請求明細書がない場合は利用日時が記載されている利用承認書等を添付してください。
保険料	○スポーツ安全保険料及びイベント保険料等	○高知県スポーツ安全協会等の発行する領収書を添付してください。

## 注意事項

- 1) 宿泊費の助成限度額は、変更となる場合があります。
- 2) 各経費の領収書等証拠書類は、事業ごとに完備し、原本又はその写しを提出してください。また、提出する書類(報告書及び証拠書類)の控えを必ず5年間保管してください。
- 3) 領収書の宛名は、団体名及び選手名を記入してもらってください。

## 宿泊費の助成限度額について

宿泊費 ※金額は税込み。

区分	素泊り	1泊朝食付	1泊2食付
北海道	15,800円	16,600円	17,400円
青森県	12,800円	13,600円	14,400円
岩手県	10,800円	11,600円	12,400円
宮城県	12,800円	13,600円	14,400円
秋田県	11,800円	12,600円	13,400円
山形県	10,800円	11,600円	12,400円
福島県	9,800円	10,600円	11,400円
茨城県	11,800円	12,600円	13,400円
栃木県	11,800円	12,600円	13,400円
群馬県	12,800円	13,600円	14,400円
埼玉県	16,800円	17,600円	18,400円
千葉県	17,800円	18,600円	19,400円
東京都	21,800円	22,600円	23,400円
神奈川県	16,800円	17,600円	18,400円
新潟県	16,800円	17,600円	18,400円
富山県	11,800円	12,600円	13,400円
石川県	10,800円	11,600円	12,400円
福井県	10,800円	11,600円	12,400円
山梨県	13,800円	14,600円	15,400円
長野県	13,800円	14,600円	15,400円
岐阜県	13,800円	14,600円	15,400円
静岡県	12,800円	13,600円	14,400円
愛知県	12,800円	13,600円	14,400円
三重県	12,800円	13,600円	14,400円
滋賀県	11,800円	12,600円	13,400円
京都府	20,800円	21,600円	22,400円
大阪府	16,800円	17,600円	18,400円
兵庫県	17,800円	18,600円	19,400円
奈良県	12,800円	13,600円	14,400円
和歌山県	11,800円	12,600円	13,400円
鳥取県	9,800円	10,600円	11,400円
島根県	12,800円	13,600円	14,400円
岡山県	14,800円	15,600円	16,400円
広島県	14,800円	15,600円	16,400円
山口県	9,800円	10,600円	11,400円
徳島県	10,800円	11,600円	12,400円
香川県	15,800円	16,600円	17,400円
愛媛県	12,800円	13,600円	14,400円
高知県	12,800円	13,600円	14,400円
福岡県	17,800円	18,600円	19,400円
佐賀県	11,800円	12,600円	13,400円
長崎県	13,800円	14,600円	15,400円
熊本県	14,800円	15,600円	16,400円
大分県	11,800円	12,600円	13,400円
宮崎県	11,800円	12,600円	13,400円
鹿児島県	11,800円	12,600円	13,400円
沖縄県	12,800円	13,600円	14,400円

※宿泊費は上記の金額以内とし、素泊りの場合は、「素泊り」の金額に、朝食代800円以内、夕食代800円以内の実費を加算した額とする。